平成２４年（フ）第７１号
北九州市小倉北区弁天町４番25号
債務者　廣本　　明
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８０号
北九州市八幡西区楠北３丁目８番７－３号
債務者　中井　純子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１４号
鹿児島県曽於市末吉町二之方6252番地１
債務者　兒玉　麻衣（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
沖縄県那覇市上之屋１丁目17番７－302号
アーク・ヒルズ
債務者　山下　　守
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２号
青森県弘前市大字中野２丁目７番地３　市営住宅Ｂ－302号
債務者　斎藤　順一
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３４５号
神奈川県横須賀市野比１丁目31番５号菱沼荘102
債務者　宮川　和義
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３５３号
神奈川県三浦市初声町入江274番地２　県営初声シーサイドタウン７－401
債務者　田代　義明
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３６９号
神奈川県横須賀市武４丁目27番３－206号
債務者　西谷　藤三
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３７０号
神奈川県横須賀市佐原１丁目11番８号　イースタンパレス北久里浜104
債務者　西谷　　博
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３７３号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目39番６号　エトワール衣笠202
債務者　米山　紀男
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３９号
青森市大字駒込字蛍沢48番地５　県営住宅４－３－２
債務者　新保　克司
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号
青森市大字筒井字八ツ橋828番地　京王台団地
債務者　長畑　仁美
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８０号
東京都八王子市南大沢４丁目24－４－103
債務者　山内　英雄
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６８２号
東京都江戸川区南小岩３丁目10－４
債務者　神田　丑松
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６８３号
東京都江戸川区南小岩３丁目10－４
債務者　神田　禎子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６９０号
神奈川県小田原市浜町１丁目７－６－101
債務者　糸田美禰子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部